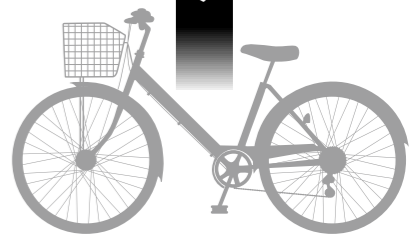


# 自転車

## 危ない!?!

ルールを守って安全に



### 被害者から加害者へ

皆さんは、自転車事故と聞くとど  
ちらの立場を思い浮かべるでしょう  
か?ほとんどの人は、自動車との事  
故を考えて自転車側が「被害者」だ  
と判断するでしょう。確かに、多く  
の事故において自転車を運転してい  
る人が被害者であるということは表  
2※からもわかります。しかし、近  
年は、自転車側が加害者となるケー  
スが増えているのです。

自転車は、道路交通法上は車の仲  
間である「軽車両」に該当します。  
したがって、違反行為をした場合は  
罰則が適用されます。加えて、必要  
な注意を怠ったり、ルールを守らな  
いなど重大な過失で事故を起こし、

▲千葉県主催の自転車交通安全教室  
多古中学校にて

### 自転車の運転者が加害者として多額の賠償金支払いを命ぜられたケース

夜、無灯火で携帯電話の画面を見ながら、前方を全く見ないで運転。歩行者と衝突。歩行者は転倒し、歩行困難となる後遺症が残り、職を失う。

損害賠償額  
約5,000万円

#### ケース1



午後6時50分頃、ライトを点灯し下り坂を、20〜30キロのスピードで走行。散歩している歩行者に気付かず衝突。被害者は頭部を強打し、意識が戻らず寝たきり。

損害賠償額  
約9,500万円

#### ケース2

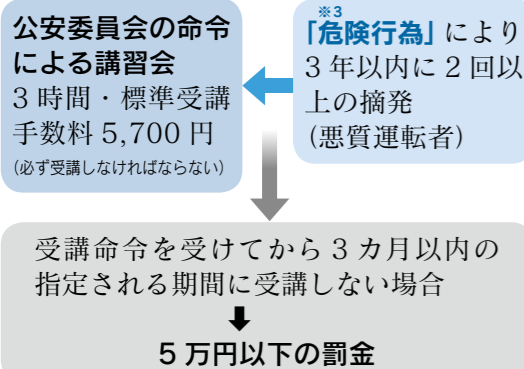
こういった多額の賠償金の支払いを認めた判決が相次いで下されています

### 3時間の講習が義務化

平成19年7月に国の交通対策本部により「**自転車安全利用5則**」が定められ、さらに平成21年7月には、千葉県道路交通法施行細則により「**運転者が守るべき事項**」が示されました。しかしながら、これらのルールやマナーがなかなか広まらず、そのことが原因で事故が起きてしまう事例がみられます。

そこで、今年の6月1日からは法律（道路交通法ほか）により危険な行為を3年以内に2回以上繰り返し続けた運転者には個別指導を含む講習が義務付けられ、受講の命令を受けてから指定された期間に受講しない場合は、罰金が課せられる新たな決まりが定められました。

#### 6月1日からの新しい決まり



※3 「危険行為」により3年以内に2回以上の摘発（悪質運転者）

公安委員会の命令による講習会  
3時間・標準受講手数料5,700円  
(必ず受講しなければならない)

受講命令を受けてから3カ月以内の指定される期間に受講しない場合

5万円以下の罰金

自転車は、運転に免許が必要なく誰でも気軽に利用することができる大変便利な乗り物です。これまで自転車に関係する事故件数は減少傾向にありましたが、しかし、今年に入ってから事故件数は増加傾向がみられ、特に自転車側のルール違反により被害者が死亡するなど悲しいケースとなる場合も見受けられます。

国が自転車の安全利用に関する決まりを示してから7年が過ぎようとしている今、安全運転の徹底と事故を減らすため、今年の6月から、自転車運転に関する新たな決まりが定められ、危険運転を繰り返した場合は講習の受講が義務付けされるなど、運転者へ「ルール」と「マナー」をきちんと守ることが求められています。

相手を死傷させた場合は、懲役刑に処される場合もあります。加害者として多額の賠償金を支払わなければならない事故も最近多くみられます。

平成27年3月、多古町で自転車の運転者が死亡する車との事故が発生しました!!

#### 平成26年中 自転車交通事故発生状況

表1【事故発生件数】

	千葉県全体	多古町
総数	4,662	4
内死者数	21	0
内負傷者数	4,611	4

表2【自転車運転者 事故違反内容（上位3位）】

	違反内容		件数
	第1当事者	第2当事者	
安全不確認	安全不確認	193	3,351
	一時不停止	95	
	前方不注意	84	
※ 違反なし	安全不確認	522	106
	動静不注視	106	
	（その他）	（その他）	

第1当事者：事故において一番過失が重い者

表3【対象別件数内訳（千葉県全体）】

	件数
対人	153
対車	4,249
対自転車	162
単独	98

自転車同士の事故は1件として計上

### 用語解説

- ① 自転車安全利用5則
  - ① 自転車は車道が原則、特別な場合のみ歩道を通行できる
  - ② 道路は左側を通行
  - ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
  - ④ 安全ルールを守る
    - 飲酒運転の禁止、二人乗り禁止、並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での一時停止と安全確認、信号を守る
    - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- ② 運転者が守るべき事項
  - ① 傘をさしながら運転の禁止
  - ② 走行中の携帯電話等（音楽器等を含む）の使用禁止
  - ③ ヘッドホン等使用禁止
- ③ 「危険行為」
  - （全14項目のうち主なもの）
  - ① 信号無視
  - ② 一時停止違反
  - ③ 酒酔い運転
  - ④ 通行禁止違反（歩道走行）
  - ⑤ 歩行者妨害（歩道、路側帯）
  - ⑥ 安全運転義務違反

### 被害者にも加害者にもならないために

千葉県警察本部  
交通部交通総務課  
警部補 小山比呂志



千葉県内の交通事故死亡の約4割を高齢者が占めているほか、全体として自転車の関係する死亡事故が増加傾向にあります。

車や自転車を運転するときは、交通ルールを守り、確実な安全確認をお願いします。事故の原因は、考え事やわき見などの前方不注意によるものが大半を占めています。また、歩行者に関しては、道路横断中の交通事故が多く発生しています。特に、斜め横断は大変危険です。信号を守り、横断歩道を渡りましょう。

6月1日からは、改正道路交通法による「自転車運転者講習」が施行されます。自転車を利用する人は、自転車安全利用5則をしっかり守って安全運転をお願いします。